政令

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十五号

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百七条第一号イ及び第百八十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「千三百万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金（前項第一号に定めるものを除く。以下この号において「二号預金」という。）を受け入れる場合　千三百万円（当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への法第百七条第一号に規定する預金等であって二号預金以外のもの又は機構への同号ロに規定する郵便貯金があるときは、千三百万円に当該預金等の額の合計額及び当該郵便貯金の額の合計額（その合計額が千万円を超えるときは、千万円）を加算した額）

ロ　法第百七条第一号に規定する預金等であって二号預金以外のものを受け入れる場合　千三百万円（当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への二号預金があるときは、千三百万円に当該二号預金の額の合計額を加算した額）

二　前項第二号に掲げる場合　千三百万円

第二条に次の一項を加える。

3　第一項第一号に掲げる場合における法第百七条第三号の規定の適用については、同号ニに規定する第一号イに掲げる額は、前項第一号ロに定める額とする。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十六号

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

サイバーセキュリティ戦略本部令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十七号

サイバーセキュリティ戦略本部令の一部を改正する政令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十一号）の施行に伴い、及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十一条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

サイバーセキュリティ戦略本部令（平成二十六年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

サイバーセキュリティ基本法施行令

第一条第一項中「第二十九条第二項第七号」を「（第五条において「法」という。）第三十条第二項第七号」に改める。

本則に次の一条を加える。

（法第三十一条第一項第二号の政令で定める法人）

第五条　法第三十一条第一項第二号の政令で定める法人は、一般社団法人ＪＰＣＥＲＴコーディネーションセンター（平成十五年三月十八日に有限責任中間法人ＪＰＣＥＲＴコーディネーションセンターという名称で設立された法人をいう。）とする。

附　則

この政令は、サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三